

加古川市漁業振興事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、漁業構造の改善と近代化を図るため、予算の範囲内において、市が補助金の交付を行い漁業振興に必要な事業を実施するため、加古川市補助金等交付規則(昭和61年12月1日規則第30号)に定めるもののほか必要な事項を定める。

(補助金の種類等)

第2条 補助金の種類、範囲、補助率及び額は、別表1に掲げるとおりとする。

(交付申請)

第3条 この要綱に基づく補助金の交付を受けようとする者(以下、補助申請者という。)は、補助金交付申請書(様式第1号)に、別表2に掲げる書類を添付して市長が指定する期日までに提出しなければならない。

2 補助申請者は、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ)があるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金の返還)

第4条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、速やかに消費税等仕入控除税額報告書(様式第2号)に別表3に掲げる書類を添付して市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告があった場合において、確定した消費税等仕入控除税額が当該補助金等の交付の申請時に減額した消費税等仕入控除税額を

超えるときは、消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じなければならない。

- 3 補助事業者は、前項の規定により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の返還を命ぜられたときは、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の全額又は一部を市に返還しなければならない。

(実績報告)

第5条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、事業完了後速やかに補助事業実績報告書（様式第3号）に別表4に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。補助金の交付の決定に係る市の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月21日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

【別表 1】（第 2 条関係）

補助金の種類	事業名	浮標灯設置及び管理事業 ひらめ等稚魚放流事業 タコつぼ投入事業								
補助金の範囲	対象となる者	加古川市内の漁業協同組合又は漁業者が協業、共同の目的をもって組織する生産団体								
	対象となる経費	(1)人件費等の賃金 (2)消耗品、資材購入費、食糧費等の需用費 (3)工事請負費 (4)資材運搬等の役務費 (5)委託料・負担金・助成費・賦課金・分担金 (6)傭船費等の使用料 (7)修繕料 (8)その他市長が必要と認める経費								
補助金の補助率	補助率	1/2 以内								
補助金の額	額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浮標灯設置及び管理事業</td> <td>各年度の予算の範囲内</td> </tr> <tr> <td>ひらめ等稚魚放流事業</td> <td>各年度の予算の範囲内</td> </tr> <tr> <td>タコつぼ投入事業</td> <td>各年度の予算の範囲内</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	上限額	浮標灯設置及び管理事業	各年度の予算の範囲内	ひらめ等稚魚放流事業	各年度の予算の範囲内	タコつぼ投入事業	各年度の予算の範囲内
		事業名	上限額							
		浮標灯設置及び管理事業	各年度の予算の範囲内							
		ひらめ等稚魚放流事業	各年度の予算の範囲内							
タコつぼ投入事業	各年度の予算の範囲内									

【別表 2】（第 3 条関係）

申請書添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施計画書 ・ 前号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類
---------	---

【別表 3】（第 4 条関係）

報告書添付書類	<ul style="list-style-type: none">・ 補助金交付決定書の写し・ 補助金確定通知書の写し・ 前項に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類
---------	--

【別表 4】（第 5 条関係）

実績報告書添付書類	<ul style="list-style-type: none">・ 事業完了報告書・ 前号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類
-----------	--